

別紙

(京都市行財政局管財契約部契約課)

令和6年11月15日

令和7年度市庁舎（本、西、北庁舎）清掃管理業務についての入札における低入札価格調査について

令和6年11月15日付け公告の「令和7年度市庁舎（本、西、北庁舎）清掃管理業務について」（以下「本件入札」という。）は、低入札価格調査の対象です。

本件入札において、低入札調査基準価格を下回る価格で入札した全ての者は、以下に掲げる調査関係資料（以下「資料」といいます。）を、令和7年1月8日（水）午後3時までに契約課へ提出してください。

資料を期限内に提出されない場合は、当該者の行った入札は無効にするとともに、その者には京都市競争入札参加停止取扱要綱により参加停止の措置を行います。

また、低入札価格調査は、資料の審査を経て、本市が必要と判断した場合においては入札の責任者（代表者や業務責任者等）から事情聴取を行うことにより、契約相手としての適格性を判断することになります。契約相手として不適格（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき）とみなす事例等を以下に掲げますので、参考のうえ、資料の提出を行ってください。

なお、資料の提出に当たっては、次の事項に御留意ください。

- 低入札価格調査において提出された資料は、提出期限後の差替え及び再提出を認めません（ただし、調査の内容により、本市が必要と認め、入札の責任者に指示する場合はこの限りではありません。）ので、十分に精査のうえ、提出してください。
- 再委託先等の見積りが極端に安価である場合など、調査の必要上、本市から再委託先等へ直接問い合わせることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

提出すべき調査関係資料

※ 各資料の提出は、指定のない限りPDFファイル（文字検索が可能なものとする）とし、次のアドレスに送信（chodo@city.kyoto.lg.jp）し、送信した旨を電話にて京都市行財政局管財契約部契約課（075-222-3315）の伊東又は大蔵まで連絡（開庁日の10時から17時までの間）するものとします。

- 1 本件入札について低入札調査基準価格を下回る価格で応札した理由書
- 2 本件入札の積算内訳書（積算の根拠が分かる詳細なもの）
- 3 平成31年度以降に受注した契約金額2,000万円(税込)以上の建物清掃管理業務及び令和6年11月15日時点で受注中の建物清掃管理業務の一覧表（別添Excelフ

ファイルに入力したもの)

※ 後日、当該一覧表のうち、本市が指定する受注案件の契約書の写し、実施箇所及び業務実施体制が分かるものを本市が指定する日までに提出を求めます。

- 4 本件入札に係る業務の実施体制図（再委託先がある場合はすべて記載すること。）
- 5 予定する再委託先がある場合は、予定する再委託先からの見積書、請書等の写し（単価、数量、規格又は材料等の内訳が記載されたもの。）
- 6 本業務の従事者等の配置計画及び具体的調達見通し
（業務責任者及び当該資料提出時点で確定している業務担当者、業務従事者の氏名及び業務従事者が社員であることが分かるもの）
- 7 6の業務責任者に係る、1級ビルクリーニング技能士資格を証する書類又は清掃業務において作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等に関する総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度を有することがわかる書類
- 8 過去2年間の決算関係書類（法人の場合は「決算書」、「貸借対照表」、「損益計算書」の写し、個人の場合は「確定申告書（収支内訳書又は決算書を含む。）」の写し
- 9 信用状況等報告書（別添様式）

* 契約課が不要と認めた書類については、省略できる場合がある。

* 上記の資料は、写しの提出を求めているものを除き任意様式とする。

不 適 格 事 例

- 1 必要な提出書類が欠落又は不足しているとき
- 2 提出書類に不備があるとき
計算間違い、見積書等の印鑑漏れや日付の不整合、見積書の不適正な修正、重要事項の欠落等
- 3 提出書類に不整合があるとき
入札額と積算内訳書の不一致、再委託先等の見積額が積算内訳書の該当金額を上回っている場合等
- 4 業務内容を正しく把握していないとき
本業務の履行において、適正な人員配置や業務がなされることを確認できない場合等
- 5 業務全体の実施体制の裏付けを確認できないとき
再委託先がある場合は再委託先の見積書の欠落又は自社で実施するとしても必要な従事者等を示せていないなど、すべての業務内容についての実施体制の裏付けを確認できないとき
- 6 法令遵守の点で疑義があるとき
- 7 信用状況等、その他、適正に業務履行できることを確認できないとき
適正な業務内容の履行と品質の確保、安全管理の徹底等の観点において疑義が生じる場合

※ 再委託（本件業務に係る義務の履行を第三者に委託すること）については、本市の文書による承認を得なければ行うことができませんので、御留意ください。

（京都市行財政局管財契約部契約課）